平成２２年（フ）第３６９４号
名古屋市中川区万町2404番地　丸万ハイツ106号
破産者　野田　豊二
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５８号
愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川17番地の１　レオパレス山長103号
破産者　金山　文隆
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２００号
京都府城陽市寺田高田20番地の９、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3126番地16
破産者　清水　英治
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３００号
大阪市住吉区長居１丁目14番１―1004号、開始決定時の住所大阪市住吉区千躰１丁目２番７号ＫＹハイツ502号
破産者　安木アキ江
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６号
神戸市東灘区魚崎中町４丁目５番25　エス・キュート魚崎601号室、登録原票上の居住地兵庫県芦屋市岩園町２番11号
破産者　トータルリフォームタカマルこと高野　義成こと　姜　　義成
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６号
神戸市長田区片山町３丁目５番11号　ネオハイツ片山町401号、従前の住所神戸市長田区片山町５丁目８番22号
破産者　田代　豊彦
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３９号
広島市東区牛田本町４―７―３　田中会計事務所内、住民票上の住所広島市安佐北区可部町大字勝木1224番地の５
破産者　菊本　克己
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５６号
広島市西区天満町18番２―205号
破産者　田村　秀代
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４０号
三重県四日市市天ヵ須賀５丁目２番19―10、住民票上の住所広島市中区小町９番１―701号
破産者　若松　溶子
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３９号
高知市朝倉己967番地
破産者　森本　晃一
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６１２号
札幌市豊平区平岸３条18丁目３番１―313号
破産者　五ノ井壽一
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１９号
北海道旭川市永山９条２丁目４番３号　ＩＤライフ202号室
破産者　野村　和秀
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１号
青森県むつ市旭町16番11号、開始決定時の住所青森県むつ市川内町板子塚129番地46
破産者　千葉寿都夫
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
青森県むつ市脇野沢本村123番地
破産者　川﨑　久男
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７３０号
盛岡市月が丘１丁目25番５号
破産者　川原　憲正
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７９５号
盛岡市紅葉が丘19番８号
破産者　山口　和博
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３２号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第16地割35番地　明堂住宅110号
破産者　安本　哲子
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２号
宮城県大崎市古川字天望26―３、住民票上の住所宮城県加美郡加美町小泉字町屋敷17番地
破産者　畠山　美香
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係